

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十六年 九月二十二日

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

一

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十六号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の表治山課の部の次に次のように加える。

全国育樹祭 推進事務局	育樹祭推進 監	十人	上司の命を受け、全国育樹祭に係る市町村連携関係の調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
----------------	------------	----	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十六年九月二十二日

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三商工政策課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄第二号中「第六条第一項」を「第八条第一項」に改め、「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号及び第四号を削り、同欄第五号中「第二十二条第一項の」の下に「規定による」を、「徴収」の下に「（経営発達支援事業の実施状況に係るものを除く）」を加え、同号を同欄第三号とする。

附 則

この訓令は、平成二十六年九月二十六日から施行する。

平成二十六年九月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社